

協議第17号

慣行の取扱いについて（協定項目19）

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 市章、市民憲章、市の花・木等については、新市において定める。
- 2 各種宣言については、新市において定める。
- 3 表彰制度については、合併時に再編する。
- 4 名誉市民制度については、八日市場市の例により合併時に統合する。なお、現在の八日市場市名誉市民は、新市へ引き継ぐ。



平成16年9月30日提出

八日市場市・野栄町合併協議会
会長 江波戸 辰 夫

平成 年 月 日確認

八日市場市・野栄町合併協議会の調整内容

協議事項	19 慣行の取扱い	関係項目
調整の内容	1 市章、市民憲章、市の花・木等については、新市において定める。 2 各種宣言については、新市において定める。 3 表章制度については、合併時に再編する。 4 名誉市民制度については、八日市場市の例により合併時に統合する。なお、現在の八日市場市名誉市民は、新市へ引き継ぐ。	

項目	現	況	具体的な調整方法
	八日市場市	野栄町	
1 市(町)章	昭和29年7月制定 	昭和52年9月制定 	市章、市民憲章、市の花・木等については、新市において定める。
2 市(町)民憲章	平成4年4月制定 1 自然と歴史を大切に、美しいまちをつくりましょう。 1 思いやりと奉仕の心で、温かいまちをつくりましょう。 1 教養と文化を高め、心豊かなまちをつくりましょう。 1 産業をさかんにし、活力あるまちをつくりましょう。 1 みんなの力で、調和のとれたまちをつくりましょう。	該当なし。	
3 花・木・鳥等	市の花 ツバキ(昭和63年3月制定) 市の木 イヌマキ(昭和45年10月制定) 市の鳥 ウグイス(平成9年12月制定) 市のシンボルカラー 緑(エメラルドグリーン)(平成9年12月制定)	町の花 サザンカ(平成元年8月制定) 町の木 黒松(昭和45年9月制定) 町の色 グリーン(平成元年8月制定)	

項 目	現 況		具体的な調整方法
	八日市場市	野 栄 町	
4 宣言	青色申告都市宣言（昭和52年3月宣言） 明正選挙推進都市宣言（昭和56年3月宣言） 非核平和都市宣言（昭和61年3月宣言） コメ輸入自由化阻止都市宣言（平成2年7月宣言） 健康都市宣言（平成6年10月宣言） 産業廃棄物最終処分場設置反対都市宣言（平成12年3月宣言）	青色申告宣言の町（昭和52年6月宣言） 暴走族追放宣言の町（昭和57年3月宣言） シートベルト着用宣言の町（昭和59年9月宣言） 振替納税推進宣言の町（平成2年2月）	各種宣言については、新市において定める。
5 表彰	八日市場市表彰規程に基づき、市政の発展、市民福祉の向上等に特に功労のあった者又は著しい善行のあった者で、市民の模範となるもの等を表彰。 表彰の種類等 功労者表彰 1 10年以上公共的団体の代表者等の職にある者又はかつてあった者 2 10年以上審議会等の委員の職にある者又はかつてあった者 3 12年以上市長、助役、収入役、教育長の職にある者又はあった者 4 15年以上消防団員の職にある者等で特に功績が顕著なもの 5 16年以上市議会議員、行政委員会等の委員の職にある者又はあった者 6 教育、学芸、文化、産業の発展、社会福祉の向上について特に功績が顕著な者 7 有益な研究、考案、発明、改良した者	野栄町表彰条例に基づき、町の行政、経済、文化、社会その他の各般にわたり、特に功労のあったもので、他の模範と認められる者を表彰。 1 着想の優秀な者 2 自治功労者 3 産業功労者 4 社会福祉功労者 5 保健衛生功労者 6 教育功労者 7 消防防災功労者 8 統計功労者 9 納税功労者 10 その他特に町長が認めた者 表彰の基準 着想の優秀な者、自治功労者、産業功労者、社会福祉功労者、保健衛生功労者、教育功労者 各分野でその功績が特に顕著であると認められるもの。	表彰制度については、合併時に再編する。

項 目	現 況		具体的な調整方法
	八日市場市	野 栄 町	
	<p>8 表彰することが適当と認められる者</p> <p>善行者表彰</p> <p>1 市の公益のため100万円以上の寄付をした者</p> <p>2 災害発生時、有効適切な行為により被害を最小限度に止めた者</p> <p>3 自己の危険をかえりみないで人命を救助した者</p> <p>4 善行が著しく市民の模範となる者</p> <p>5 業務に精励し、市民の模範となる者</p> <p>6 表彰することが適当と認められる者</p> <p>表彰の方法</p> <p>表彰状に記念品又は金員を添えて贈呈</p> <p>表彰の時期</p> <p>市長が指定する日</p> <p>表彰の推薦</p> <p>各課長等又は小中学校長が推薦調書により市長へ推薦。</p>	<p>消防防災功労者</p> <p>ア 消防団長として継続10年以上、並びに役員又は団員で通算30年以上で、功績が特に顕著で他の模範と認められるもの</p> <p>イ 防火思想の普及等消防防災に積極的に協力し、功績が顕著と認められるもの</p> <p>統計功労者 統計調査員として20年以上</p> <p>納税功労者 納税組合長として20年以上</p> <p>表彰者数 1年について15人以内</p> <p>表彰の方法</p> <p>表彰状の授与</p> <p>賞金又は賞品を授与することがある。</p> <p>表彰の時期</p> <p>毎年7月17日に行うほか、特に必要がある場合は随時行う。</p> <p>表彰の内申・決定</p> <p>各区長が功労調書に履歴書を添付して町長へ内申するほか、法令等に基づき町が設置する団体は所管課長等が町長へ内申。町長が表彰者選考委員会の意見を聞き選考、決定する。</p>	
6 名誉市民	<p>八日市場市名誉市民条例により、学術その他社会文化の振興又は地方自治の進展に寄与し、その功績が顕著で市民の尊敬を受けけるものに対し、「名誉市民」の称号を送り、市民の敬愛の対象として顕彰する。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>名誉市民制度については、八日市場市の例により合併時に統合する。</p>

項 目	現 況		具体的な調整方法
	八日市場市	野 栄 町	
	<p>顕彰 名誉市民の称号及び名誉市民章を贈呈</p> <p>名誉市民の決定等 市長が名誉市民選考委員会に諮問し、その答申に基づき決定。 広報紙で公表するとともに、次の市議会に報告する。</p> <p>待遇等 市の公の式典への参列 死亡の際、相当の礼を持ってする弔意 市長が必要と認める待遇及び特典</p>		<p>なお、現在の八日市場市名誉市民は、新市へ引き継ぐ。</p>